

## 1 件 名 三浦市市税条例の一部を改正する条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

令和 5 年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る課税標準の特例等の改正に係る規定及び軽自動車税（種別割）の税率特例の延長に係る規定を整備するため、本条例議案を提案する。

### 3 条例改正の内容

#### (1) 固定資産税のわがまち特例の延長等【附則第 4 条の 5】

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る規定が改正されたことに伴い、関連規定を次のとおり整備する。

- ア 特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置について、対象者を限定した上で、その対象資産の取得期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとされたため、引き続き特例の対象とする。
- イ 市民緑地及び新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和 7 年 3 月 31 日まで延長することとされたため、引き続き特例の対象とする。
- ウ 長寿命化に資する大規模修繕等を行った一定の要件を満たすマンションの固定資産税の減額割合について、3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下の範囲内で条例で定めることとされたため、3 分の 1 に相当する額を減額する規定を設ける。

#### 【マンション長寿命化促進税制の主な要件等】

項目	要件等
築年数・戸数	・築後 20 年以上経過している 10 戸以上のマンション
大規模修繕工事	・過去に大規模修繕工事を行っていること ・令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに大規模修繕工事を完了すること
管理計画認定等	・マンションの管理組合が作成した管理計画を市として認定していること等
減額適用期間	・工事が完了した年の翌年度分に限る
減額範囲	・1 戸当たり 100 ㎡までに限る
減額率	・固定資産税の 3 分の 1 を減額

#### (2) 軽自動車税の種別割の税率の特例の延長【附則第 9 条第 2 項から第 4 項まで】

種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例）を次のとおり延長する。

- ア 営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る。）
  - （ア）税率を概ね 100 分の 50 軽減する措置の適用期限を 3 年延長する。
  - （イ）税率を概ね 100 分の 25 軽減する措置の適用期限を 2 年延長する。
- イ 上記ア以外の軽自動車
  - 現行のグリーン化特例の適用期限を 3 年延長する。

【軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の延長（※は令和7年度まで、それ以外は令和8年度まで）】

区分		年税額	軽減率	軽減後の年税額	
電気自動車 天然ガス自動車（H21年排出ガス規制 NOx10%以上低減またはH30年排出ガス規制適合）	乗 用	営業用	6,900円	概ね75%軽減	1,800円
		自家用	10,800円		2,700円
	貨物用	営業用	3,800円		1,000円
		自家用	5,000円		1,300円
排出ガス性能が一定以上かつR2年度 燃費基準達成+R12年度燃費基準90% 以上達成車	乗 用	営業用	6,900円	概ね50%軽減	3,500円
		自家用	10,800円	軽減なし	
	貨物用	営業用	3,800円		
		自家用	5,000円		
排出ガス性能が一定以上かつR2年度 燃費基準達成+R12年度燃費基準70% 以上達成車	乗 用	営業用	6,900円		※概ね25%軽減
		自家用	10,800円	軽減なし	
	貨物用	営業用	3,800円		
		自家用	5,000円		

#### 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

#### 5 適用区分

##### (1) 固定資産税のわがまち特例に係る適用区分

改正後の固定資産税のわがまち特例に係る規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

##### (2) 先端設備等に該当する特例対象資産に係る適用区分

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に中小事業者等が取得をした特例対象資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

##### (3) 軽自動車税の種別割の税率の特例の改正に係る適用区分

改正後の軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和5年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。